

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 59/61/116 小委員会
事務局	一般社団法人 日本電機工業会

< 規格情報 >

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-58（201X）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-58（第 3 版(2002), Amd.1(2008), Amd.2(2015)）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-58 部：業務用食器洗浄機の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電気食器洗機
廃止する基準及び有効期間	J60335-2-58（H20），3 年間

< 審議中に問題となったこと >

今回のこの規格の改正審議で問題となった主な事項は、次のとおりである。

- a) **タイトルについて** 旧規格のタイトルでは“業務用の電気式食器洗浄機”としていたが、食器洗浄機の場合、電気式であることが自明であるため、この規格では“業務用食器洗浄機”とした。
- b) **水道への逆サイホン作用の防護に関する要求事項について** 対応国際規格では、箇条 1 において水道への逆サイホン作用からの防護のための要求事項を、**附属書 CC** に規定するとしているが、我が国では水道法が適用されることから、通則と同様に、この規定を削除した。また、**附属書 CC** の全文を削除した。
- c) **漏えい電流の上限値について** 13.2 及び 16.2 に規定する漏えい電流の限度値は、定格入力に応じて決定され、固定配線に直接接続される据置形クラス I 機器に対するその上限値は、対応国際規格では規定されていないが、旧規格においては最大 10 mA としている。この上限値の必要性について明確でないため審議した。現在においても接地設備の不備による事故の懸念は残っていることから、この規格の漏えい電流限度値の上限値を最大 10 mA とした。
- d) **保証トラッキング試験の試験電圧について** 29.2 において、結露又は洗剤などの汚染にさらされる可能性のある絶縁物に対して、比較トラッキング指数（CTI）が 250 以上であることを規定しているが、通則の**附属書 N** では、試験電圧として 250 V を規定していないため、この規格では、**附属書 N** の試験電圧に関する規定に 250 V を追加した。
- e) **エラストマ製部品の老化試験** 引用する JIS K 6258 は、対応国際規格で引用する ISO 1817 から大きく構成を変更されているが、**附属書 BB** の内容に当てはまる JIS K 6258 の箇条番号が特定できたことから、箇条番号だけをデビエーションとして変更した。また、対応国際規格の“ageing test”を“老化試験”とするか、“劣化試験”とするか検討した結果、“老化試験”とした。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 主な国際規格との差異の概要とその理由 >

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目 番号	概 要	理 由
箇条 1	<p>(水道への逆サイホン作用を防護するための要求事項の適用を削除した。)</p> <p>(削除)</p>	我が国では、逆サイホン作用に対する要求事項は、水道法によるため、二重規制を回避した。
19.7	<p>補助巻線回路にコンデンサを用いているモータをもつ機器は、回転子を拘束して運転する。そのとき、コンデンサを一度に1個だけ開放する。IEC 60252-1のクラスP2コンデンサ又はJIS C 4908の保安装置内蔵コンデンサ若しくは保安機構付コンデンサでない限り、そのコンデンサを一度に1個だけ短絡して、上記試験を繰り返す。</p> <p>(下線部追加)</p>	技術基準の解釈と同様にJIS C 4908のP1及びP2コンデンサは、IEC 60252-1のP2と同等である(短絡試験をしない)旨を、デビエーションとして追加した。
附属書 N	<p>附属書 N (規定) 保証トラッキング試験</p> <p>保証トラッキング試験は、次を除き、JIS C 9335-1の附属書 N による。</p> <p>10.1 置換(“試験電圧は、”で始まる段落を、次に置き換える。)</p> <p>試験電圧は、100 V、175 V、250 V、400 V 又は 600 V のいずれか該当する値とする。</p> <p>(追加)</p>	29.2 に規定する 250 V による試験を実施するため、IEC 規格の誤記を修正した。
附属書 BB	<p>5.4 試験用液体</p> <p>5.5.1 試験条件</p> <p>5.6.1 質量変化率及び体積変化率</p> <p>5.6.6 硬さの変化</p> <p>(細分箇条番号及び題名修正)</p>	容易に JIS K 6258 を引用できるようにした。
附属書 CC	<p>附属書 CC (規定) 逆サイホン作用を防護するための要求事項</p> <p>(逆サイホン作用を防護するための要求事項を削除した。)</p> <p>(削除)</p>	我が国では、逆サイホン作用に対する要求事項は、水道法によるため、二重規制を回避した。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<主な改正点>

審議中に問題となった事項を除く、主な改正点は、次のとおりである。

- a) **取扱説明書への注意表示(7.12)** 通則で規定している取扱説明書への表示のうち、補助を必要とする人(子供を含む)に関する表示の適用を除外した。
- b) **回路を保護する温度過昇防止装置(22.101)** 発熱体用保護装置及び不意な動作が危険なモータ保護装置は、三相の場合は全極を、単相の場合は少なくとも1極以上を遮断する、非自己復帰形のトリップフリーのものを要求した。また、バルブ及びキャピラリ形の保護装置は、キャピラリチューブの破損が安全性に影響しないことを要求した。
- c) **プログラマブル電子回路によってを保護する温度過昇防止装置(22.109)** プログラマブル電子回路によって、同時通電される電熱素子及びモータの数を制限する場合には、通則の22.46による他、通常使用状態で全ての電熱素子及びモータを同時駆動させて評価する方法を認めた。
- d) **通常使用時に折れ曲がる内部配線の導体の折曲げ回数(23.3)** 通常使用時に折れ曲がる導体の試験回数を、100 000回に増やした。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<技術基準省令への整合性>

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条 4	4 一般要求事項 (JIS C 9335-1 (以下, 第1部) の箇条 4 による。)	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	9.1 箇条 22 22.103 22.109 25.3	9.1 箇条 11 の要求事項に適合するための冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性がある全ての電圧状態の下で始動できなければならない。 22 構造 (第1部の箇条 22 による。) 22.103 手で給水する機器の水位は、給水時に容易に確認できる位置でなければならない。 22.109 同時通電される電熱素子及びモータの数を制限するプログラマブル電子回路によって制御される機器の場合には、電熱素子及びモータの全ての組合せにおける同時駆動が、機器を不安全な状態にしてはならない。 25.3 固定形機器、及び質量 40 kg を超え、ローラ、キャスト又は類似の手段を備えていない機器は、製造業者の据付説明書に従って設置した後に、電源コードが接続できる構造でなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条 19 19.101	19 異常運転 (第1部の箇条 19 による。) 19.101 プログラム又はタイマをもつ機器は、不適切な操作、又はプログラム、タイマなどの制御装置又は	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				20.105	それらを組み込む装置の故障の発生が生じた場合でも、火災、傷害又は感電の危険を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。
				20.105	20.105 食器洗浄機は、ドア又は蓋が閉じた状態に限り運転が可能になるように、ドア及び蓋にはインタロックを備えなければならない。
				22.101	22.101 三相機器の場合、電熱素子をもつ回路を保護する温度過昇防止装置、及び偶発的に始動することが危険を引き起こす可能性があるモータの温度過昇防止装置は、非自己復帰形のトリップフリーのもので、かつ、電源から全極を遮断するものでなければならない。 単相機器、単相の電熱素子及び / 又は 1 相と中性線との間若しくは相間に接続するモータの場合、電熱素子をもつ回路を保護する温度過昇防止装置、及び偶発的に始動することが危険を引き起こす可能性があるモータの温度過昇防止装置は、非自己復帰形のトリップフリーのもので、かつ、1 極以上を遮断するものでなければならない。
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条 7 7.12 7.12	7 表示及び取扱説明 7.12 機器を安全に用いることができるように、機器には、取扱説明書を備えなければならない。(第 1 部の 7.12 による) 7.12 取扱説明書には、機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい旨を記載しなければ

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				7.12.4	ならない。 7.12.4 複数の機器用の独立した制御パネルをもつ埋込形機器の取扱説明書には、可能性がある危険を避けるために制御パネルには指定する機器だけを接続する旨を記載しなければならない。
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 19 箇条 24 25.14 箇条 28	19 異常運転(第1部の19.11(電子回路の故障),19.12(ヒューズの特性)による。) 24 部品(第1部の24.1.4(自動制御装置の耐久性),24.1.8(温度ヒューズの規定)による。) 25.14 電源コードの折り曲げ耐久(第1部の25.14による。) 28 ねじ及び接続(第1部の箇条28による。)
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 1 6.1 6.2 7.12 箇条 15 15.2 15.101	1 適用範囲 この規格では、これらの機器に起因する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、 <u>クラス0II</u> 又は <u>クラスI</u> でなければならない。 6.2 機器の水に対する保護等級は、IPX1以上でなければならない。 7.12 取扱説明(第1部の7.12による。) 15 耐湿性等(第1部の箇条15による。) 15.2 機器は、給水口のパルプが閉じることができない場合でも、通常使用時にこぼれた液体によって電気絶縁に悪影響を及ぼさない構造でなければならない。 15.101 水の充填又は清掃のために水栓を備えてい

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					る機器は、水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	箇条 24 25.7 29.2 箇条 30 附属書 BB	24 部品（第1部の箇条 24 による。） 25.7 電源コードは、オーディナリークロロプレン又はその他の合成エラストマーシース付きコード（コード分類 60245 IEC 57）と同等以上の特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブルでなければならない。 29.2 絶縁物によって囲われていない又は絶縁物を設置していないため、次にさらされる可能性がある場合には、ミクロ環境は汚損度 3 であって、その絶縁物の比較トラッキング指数（CTI）は 250 以上でなければならない。 - 機器から生じる結露 - 洗剤、すすぎ剤などの化学物質からの汚染 30.1 耐熱性（第1部の 30.1 による。） 附属書 BB エラストマ製部品の老化試験	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	箇条 8 13.3 16.3 22.5 22.104 箇条 23	8 充電分への近接に対する保護（第1部の箇条 8 による） 13.3 運転中の耐電圧（第1部の 13.3 による。） 16.3 耐湿後の耐電圧（第1部の 16.3 による。） 22.5 コンデンサの残留電荷による感電危険の防止（第1部の 22.5 による。） 22.104 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。 23 内部配線（第1部の箇条 23 による。）	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				箇条 27 27.2	27 接地接続の手段（第1部の箇条23による。） 27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電氣的接触をしていなければならない。	
第七條 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	13.2 16.2	13.2 動作温度での漏えい電流（第1部の13.2による。） 16.2 耐湿後の漏えい電流（第1部の16.2による。）	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	箇条 11 箇条 14 箇条 15 15.2 箇条 26 箇条 29	11 温度上昇（第1部の箇条11による。） 14 過渡過電圧（第1部の箇条11による。） 15 耐湿性等（第1部の箇条15による。） 15.2 機器は、給水口のバルブが閉じることができない場合でも、通常使用時にこぼれた液体によって電気絶縁に悪影響を及ぼさない構造でなければならない。 26 外部導体用端子（第1部の箇条26による。） 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第1部の箇条29による。）	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 11 箇条 17 箇条 19 22.106 22.107	11 温度上昇（第1部の箇条11による。） 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の箇条17による。） 19 異常運転（第1部の箇条19による。） 22.106 機器は、乾燥期間中に水に覆われていない電熱素子に接触している洗浄中の物品によって、火災の危険を生じない構造でなければならない。 22.107 機器は、電熱素子、電熱素子の支持部分又は	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					機器の中で用いる全ての容器が変形した結果として、電熱素子が機器の内側又は容器に用いる可燃性材料に触れるおそれがない構造でなければならない。 30.2 耐火性（第1部の30.2による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 11	11 温度上昇（第1部の箇条 11 による。）	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 20 20.1 20.101・ 20.102 20.103 20.104 22.14	20 安定性及び機械的危険（第1部の箇条 20 による。） 20.1 支持面に固定する機器以外の機器は、十分な安定性をもっていなければならない。 20.101・20.102 機器に荷重がかかっても転倒してはならない。 20.103 垂直引上げドアは、人が傷害を受けないように、十分な保護をしなければならない。 20.104 通常使用時での清掃作業及び保守作業について取扱説明書に記載がある場合には、機械的な危険は、例えばキースイッチ又は工具の使用によって防止しなければならない。 22.14 （第1部の22.14による。）	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 21 21.101 22.11	21 機械的強度（第1部の箇条 21 による。） 21.101 洗浄する物品を支持する棚及びラックは、十分な機械的強度をもち、通常使用時に変形してはならない。 22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					のための着脱できない部分（第1部の22.11による。） 22.105 機器は、通常使用時に受ける可能性がある水圧に耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	19.13 19.13 22.22 22.23 22.41 箇条31 箇条32	19.13 異常試験の判定（第1部の19.13による。） 19.13 定格電圧を供給してコンベア式食器洗浄機を試験した場合には、試験中、有毒性又は発火性のガスが機器から漏れてはならない。 22.22 アスベスト使用の禁止（第1部の22.22による。） 22.23 ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含んだ油の使用禁止（第1部の22.23による。） 22.41 ランプを除き、水銀を含む部品の禁止（第1部の22.41による。） 31 耐腐食性（第1部の箇条31による。） 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の箇条32による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	箇条32	32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の箇条32による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	19.7 22.49～22.51 30.2.3	19.7 （第1部の19.7 モータ拘束試験による。） 22.49～22.51 遠隔操作に対する規定（第1部の22.49～22.51による。） 30.2.3 人の注意が行き届かない機器の耐火性試験（第1部の30.2.3による。）	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	20.106 22.108	20.106 コンベア式食器洗淨機は、ドア又は蓋を閉じた後に、自動的に始動してはならない。 22.108 機器は、再始動によって運動部分による機械的な危険、高温部分又は高温の液体による温度的危険などの危険を招く場合には、一時的に遮断した後に電源を再接続するときに、自動的に再始動してはならない。	箇条9は規定なし
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	20.2 22.10	20.2 機器的危険（第1部の20.2による。） 22.10 非自己復帰形制御装置の復帰ボタンに関する規定（第1部の22.10による。）	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	急停止が危険にならない機器
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	箇条10 箇条17 19.12 箇条25	10 入力及び電流（第1部の箇条10による。） 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の箇条17による。） 19.12 ヒューズの特長（第1部の19.12による。） 25 電源接続及び外部可とうコード（第1部の箇条25による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	19.11.4	19.11.4 イミュニティ試験（第1部の19.11.4による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	この規格では規定しない。	家電機器に対する雑音の強さは、J55014等の別規

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

						格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	箇条7 7.14	7 表示（第1部の箇条7による。） 7.14 表示の消えにくさ（第1部の7.14による。）	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	この規格では規定しない。	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	該当 非該当	-	同上	同上

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	同上	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	同上	同上

附属書 JAA
(参考)
JIS と対応国際規格との対比表

JIS C 9335-2-58 : 9999 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-58 部 : 業務用食器洗浄機の個別要求事項		IEC 60335-2-58 : 2002 , Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-58: Particular requirements for commercial electric dishwashing machines , Amendment 1(2008)及び Amendment 2(2015)					
() JIS の規定		() 国際規格番号	() 国際規格の規定		() JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		() JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	項目ごとの評価	技術的差異の内容	
箇条 1	逆サイホン作用に対する要求事項		箇条 1	JIS とほぼ同じ	削除	対応国際規格に規定する逆サイホン作用に関する附属書 CC の適用を削除した。	我が国では、逆サイホン作用に関する要求事項は、水道法によるため、二重規制を回避した。
3.1.9	通常動作の定義		3.1.9	JIS とほぼ同じ	削除	対応国際規格から次を削除した。 “ 食器の寸法は、IEC 60436 に記載されたものである。”	対応国際規格では、IEC 60436 の標準皿を通常負荷として使用するとなっているが、和食器等が意図されていないので、食器洗い機によっては中に適切に納められないことがある。
6.1	感電に対する保護分類		6.1	JIS とほぼ同じ	追加	感電に対する保護に関し、“クラス 0I” を追加した。	我が国の配電事情による。クラス 0I の追加は、TBT 例外事項である。
7.12.1	取扱説明書に記載する内容		7.12.1	JIS とほぼ同じ	削除	我が国の接地に対する配電事情から、漏えい電流を大きくすることは危険につながる可能性があるため、対応国際規格の第 2 段落を削除した。	対応国際規格が認めている 10 mA を超える漏えい電流は認めないことにしたため、取扱説明書への記載も不要となる (13.2 及び 16.2 参照)
13.2	動作温度での漏えい電流		13.2	JIS とほぼ同じ	変更	対応国際規格では、電熱素子をもつコード及びプラグ接続以外の据置形クラス I 機器の漏えい電流の上限値はなしとしているため限度値を設定した。	我が国の接地に対する配電事情から、漏えい電流を上限値なしとすることは危険につながる可能性がある。

() JIS の規定		() 国際規格番号	() 国際規格の規定		() JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		() JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	項目ごとの評価	技術的差異の内容	
16.2	耐湿試験後の漏えい電流		16.2	JIS とほぼ同じ	変更	13.2 と同じ	13.2 と同じ
19.7	拘束状態の試験条件		19.7	JIS とほぼ同じ	追加	短絡試験を除外するコンデンサに JIS C 4908 の保安装置内蔵コンデンサ及び保安機構付コンデンサを追加した。	技術基準の解釈と同様に JIS C 4908 の P1 及び P2 コンデンサは、IEC 60252-1 の P2 と同等である(短絡試験をしない)旨を、デビエーションとして追加した。
22.101	機器に組み込む温度過昇防止装置の条件		22.101	JIS とほぼ同じ	追加	対応国際規格では、温度過昇防止装置等は、非自己復帰形であって、かつ、両切りと規定されているが、業務用の機器の設置環境では、ほとんどの電源設備に漏電遮断器が設置されているため、片切も可とした。	漏電遮断器が設置されている場合の保護について考慮した。
27.2	据置形機器に対する外部等電位端子に対する要求		27.2	JIS に同じ	変更	対応国際規格では、据置形機器に対する外部等電位端子を備えることを強制しているが、この規格では備えた場合の要求事項とした。	我が国の業務用ちゅう(厨)房においては、外部等電位端子が設置されていないので、機器本体に端子装備を義務化しても導体接続できる状況にないことを考慮した。
附属書 N	保証トラッキング試験		附属書 N	JIS とほぼ同じ	追加	29.2 に規定する 250 V による試験を実施するため、対応国際規格の誤記を修正した。	国際規格の見直しの際、改正提案を検討する。
附属書 BB	エラストマ製部品の老化試験		附属書 BB	JIS とほぼ同じ	変更	対応国際規格で引用する ISO 1817 の箇条番号を JIS K 6258 の箇条番号に置き換えた。	容易に JIS K 6258 を引用できるようにした。
附属書 CC	逆サイホン作用を防護するための要求事項		附属書 CC	-	削除	対応国際規格に記載された附属書 CC の要求事項を削除した。	我が国では、逆サイホン作用に対する要求事項は、水道法によるため、二重規制を回避した。

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価 : (IEC 60335-2-58:2002 , Amd 1:2008 , Amd 2:2015 , MOD)

注記 1 項目ごとの評価欄の記号の意味は、次のとおりである。

削除.....国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。

追加.....国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。

変更.....国際規格の規定内容を変更している。

注記 2 JIS と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は、次のとおりである。

MOD..... 国際規格を修正している。